

山梨県公報

号外第七十一号

平成二十一年

十月二十日

火 曜 日

目 次

| | |
|--|---|
| 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例 | 四 |
| 山梨県公立大学法人評価委員会条例 | 四 |
| 山梨県高校生修学支援基金条例 | 五 |
| 富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 | 五 |
| 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 | 七 |
| 地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例 | 七 |
| 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 八 |
| 山梨県グリーンニューデール基金条例 | 一 |
| 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 | 一 |
| 山梨県手数料条例の一部を改正する条例 | 二 |
| 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 | 二 |
| 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例 | 四 |
| 山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例 | 四 |

条例のあらまし

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例(条例第四十九号)(行政改革推進課)

1 平成二十二年四月に地方独立行政法人山梨県立病院機構及び公立大学法人山梨県立大学が設立されることに伴い、県が設立する地方独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を次のとおり定めることとした。

(一) 予定価格が七千万円以上の不動産(土地については、信託する場合を除き、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。)

(二) 予定価格が七千万円以上の動産
(三) 予定価格が七千万円以上の不動産の信託の受益権

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

山梨県公立大学法人評価委員会条例(条例第五十号)(私学文書課)

1 地方独立行政法人法に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとした。

2 委員会は、委員五人以内をもって組織することとした。

3 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとした。

4 委員の任期は、二年とすることとした。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。

6 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。

7 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。

8 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによることとした。

9 その他必要な事項を定めることとした。

10 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県高校生修学支援基金条例(条例第五十一号)(私学文書課)

1 経済的理由により修学が困難となる高等学校等の生徒の教育の確保に資するため、山梨県高校生修学支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。

4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第五十二号)(市町村課)

1 南巨摩郡増穂町及び漱沢町を廃し、その区域をもって富士川町を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。

(一) 山梨県警察組織条例

| | |
|---|--|
| <p>(一) 山梨県立学校設置条例</p> <p>(二) 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例</p> <p>(三) 山梨県行政機関等の設置に関する条例</p> <p>(四) 山梨県流域下水道の設置に関する条例</p> <p>(五) 山梨県屋外広告物条例</p> <p>(六) 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例</p> <p>(七) 山梨県営住宅設置及び管理条例</p> <p>(八) 山梨県の事務処理の特例に関する条例</p> <p>(九) 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例</p> <p>(十) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例</p> <p>(十一) この条例は、平成二十二年三月八日から施行することとした。</p> <p>(十二) 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(条例第五十二号)(児童家庭課)</p> <p>1 社会福祉施設等の耐震改修等を促進することにより災害時における社会福祉施設等の安全の確保を図るため、山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。</p> <p>2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。</p> <p>3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。</p> <p>4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。</p> <p>5 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例(条例第五十四号)(県立病院経営企画室)</p> <p>1 地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構に引き継がれることとなる職員が現に所属する県の内部組織を次のとおりとすることとした。</p> <p>(一) 県立中央病院</p> <p>(二) 県立北病院</p> <p>2 この条例は、設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行することとした。</p> <p>山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第五十五号)(県立病院経営企画室)</p> | <p>1 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴い、次の改正等を行うこととした。</p> <p>(一) 山梨県営病院諸収入条例を廃止することとした。</p> <p>(二) (一)に伴い、山梨県立あけぼの医療福祉センターの使用料及び手数料の額並びに減免について、山梨県営病院諸収入条例の例による方法から、山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例中に直接規定する方法に改めることとした。</p> <p>(三) 次の関係条例の規定について、地方独立行政法人の職員にも適用できるようにすることとした。</p> <p>(1) 職務に専念する義務の特例に関する条例</p> <p>(2) 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</p> <p>(3) 山梨県職員の懲戒に関する条例</p> <p>(4) 山梨県職員の定年等に関する条例</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>(6) 山梨県職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(7) 山梨県職員の再任用に関する条例</p> <p>(8) 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>(9) 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例</p> <p>(四) 山梨県職員給与と条例の規定から、病院業務従事手当を削ることとした。</p> <p>2 この条例は、設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行することとした。</p> <p>山梨県グリーンニューデール基金条例(条例第五十六号)(環境創造課)</p> <p>1 太陽光による発電設備の導入等により地球温暖化等の環境に関する喫緊の課題の解決に資するため、山梨県グリーンニューデール基金(以下「基金」という。)を設置することとした。</p> <p>2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。</p> <p>3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。</p> <p>4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。</p> <p>5 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。</p> <p>山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(消防防災課)</p> <p>1 消防法の一部改正に伴い、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の協議及び</p> |
|---|--|

連絡調整を行うための協議会として、山梨県メデイカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）を設置することとした。

2 協議会の委員の定数を二十五人以上とすることとした。

3 委員の要件は、次のとおりとすることとした。

(一) 消防機関の職員

(二) 医療機関の管理者又はその指定する医師
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

(三) 県の職員

(四) 学識経験者その他の県が必要と認める者

(五) 委員の任期は、二年とすることとした。

4 委員の報酬の額を月額九千八百円とすることとした。

5 この条例は、平成二十一年十月三十日から施行することとした。

6 **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第五十八号）（大気水質保全課）

1 土壤汚染対策法の一部改正にかんがみ、別表第二に次の手数料を加えることとした。

汚染土壌処理業許可申請手数料 二十四万円

2 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の全面施行に伴い、汚染土壌処理業許可申請手数料に係る土壌汚染対策法の引用条項について規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、2については、平成二十一年十月二十三日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十九号）（警察本部会計課）

1 地方公共団体の手数料の標準を定める政令の一部改正に伴い、別表第五の手数料について次の改正を行うこととした。

(一) 次の表の上欄に掲げる手数料について、同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

| | | |
|---|------------------------------|---------------------------|
| 銃砲刀剣類所持許可申請手数料 (猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が申請した場合) | 五千四百円 (同時申請の場合にあっては、三千百円) | 六千八百円(同時申請の場合にあっては、四千三百円) |
| 銃砲刀剣類所持許可申請手数料 (猟銃又は空気銃の所持の許可を受けていない者が申請した場合) | 九千円(同時申請の場合にあっては、五 | 一万五百円(同時申請の場合にあっては、六千七百円) |

合) 千三百円)

猟銃等所持許可更新申請手数料
(新たな許可証の交付を伴う場合) 五千八百円
(同時申請の場合にあっては、三千五百円)

合) 七千二百円(同時申請の場合にあっては、四千八百円)

猟銃等所持許可更新申請手数料
(新たな許可証の交付を伴わない場合) 五千四百円
(同時申請の場合にあっては、三千百円)

合) 六千八百円(同時申請の場合にあっては、四千四百円)

猟銃操作等技能検定手数料

二万二千円

射撃教習資格認定申請手数料

七千九百円

射撃練習資格認定申請手数料

七千九百円

射撃練習資格認定申請手数料

八千九百円

銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料

六百五十円

猟銃操作等技能講習手数料

一万二千三百円

年少射撃資格認定申請手数料

九千六百円(同時申請の場合にあっては、五千九百円)

年少射撃資格認定証書換え手数料

千八百円

年少射撃資格認定証再交付手数料

千九百円

年少射撃資格認定講習会手数料

九千七百円

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行することとした。

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第六十号）（障害福祉課）

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業等の延長にかんがみ、条例の失効期日を、それぞれ平成二十四年三月三十一日から平成二十四年十二月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(条例第六十一号)(児童家庭課)

- 1 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業が拡充されたことに伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 基金の対象事業を次のとおりとすることとした。
 - (1) 保育サービス等の充実のための事業
 - (2) 地域における子育て支援のための事業
 - (3) 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業(高等技能訓練促進費等事業に限る。)
 - (4) 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業(高等技能訓練促進費等事業を除く。)
 - (5) 児童養護施設に入所している児童等の生活環境の改善その他福祉の増進を図るための事業
 - (二) 各事業に係る経理については、それぞれ他の事業に係る経理と区分して整理することとした。
 - (三) (一)及び(二)の事業については、平成二十二年度末で精算し、残額があるときは国庫に納付するものとした。
 - (四) (一)及び(二)の事業については、平成二十三年度末で精算し、残額があるときは国庫に納付するものとした。
 - (五) 条例の失効期日を平成二十三年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例(条例第六十二号)(県立病院経営企画室)

 - 1 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴い、山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行することとした。

条 例

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十九号

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例
 県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額)が七千万円以上の不動産(土地については、信託する場合を除き、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十号

山梨県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可
否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員
員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)
の一部を次のように改正する。

| | | | |
|---|---|-------------|----------------|
| 別表第一中 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 山梨県公益認定等審議会の委員及び専門委員 </div> | を <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">山梨県公益認 員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">山梨県公立大 臨時委員</td> </tr> </table> </div> | 山梨県公益認 員 | 山梨県公立大 臨時委員 |
| 山梨県公益認 員 | 山梨県公立大 臨時委員 | | |
| 定等審議会の委員及び専門委 | に改める。 | | |
| 学法人評価委員会の委員及び | | | |

山梨県高校生修学支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十一号

山梨県高校生修学支援基金条例

(設置)

第一条 経済的理由により修学が困難となる高等学校等の生徒の教育の確保に資
するため、山梨県高校生修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)

(管理)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により
保管しなければならない。
(繰替運用)

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利
率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(運用益金の処理)

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入す
るものとする。
(処分)

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に
限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。
(委任)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失つ。この場合において、
基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納
付するものとする。

富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県条例第五十二号

富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県警察組織条例の一部改正)

第一条 山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表六の項位置の欄中、「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、同項管轄区域の欄中、「並びに南巨摩郡増穂町及び鯉沢町」を「及び南巨摩郡富士川町」に改める。

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

第二条 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「山梨県南巨摩郡増穂町」を「山梨県南巨摩郡富士川町」に改める。

(山梨県立職業能力開発学校設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立職業能力開発学校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山梨県立峡南高等技術専門校の項中、「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県峡南地域県民センターの項、第五条第二項の表山梨県峡南保健福祉事務所の項及び第九条の表山梨県峡南保健所の項中、「南巨摩郡鯉沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

(山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県流域下水道の設置に関する条例(昭和六十一年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表釜無川流域下水道の項中、「増穂町 鯉沢町」を「富士川町」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第六条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一南巨摩郡の項中、「増穂町 身延町」を「身延町 富士川町」に改める。

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第一号)の一

部を次のように改正する。

別表鯉沢北部団地の項を削り、同表富士川団地の項の次に次のように加える。

鯉沢北部団地

南巨摩郡富士川町

(山梨県営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第八条 山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一青柳団地の項、青柳第二団地の項、増穂団地の項、増穂天神団地の項、鯉沢団地の項及び鯉沢北部団地の項を削り、同表南部南光平団地の項の次に次のように加える。

| | |
|--------|----------|
| 青柳団地 | 南巨摩郡富士川町 |
| 青柳第二団地 | 南巨摩郡富士川町 |
| 増穂団地 | 南巨摩郡富士川町 |
| 増穂天神団地 | 南巨摩郡富士川町 |
| 鯉沢団地 | 南巨摩郡富士川町 |
| 鯉沢北部団地 | 南巨摩郡富士川町 |

別表第二鯉沢北部団地の項中、「南巨摩郡鯉沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第九条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の三の項中、「増穂町 身延町」を「身延町 富士川町」に改め、同表十三の項中、「鯉沢町」を「富士川町」に改め、同表十五の四の項中、「鯉沢町」を「早川町」に改め、同表十五の六の項中、「増穂町 鯉沢町 早川町」を「早川町」に、「南部町」を「南部町 富士川町」に改め、同表二十二の四の項中、「鯉沢町 早川町 身延町」を「早川町 身延町 富士川町」に改める。

(山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十条 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項中「増穂町 身延町 南部町」を「身延町 南部町 富士川町」に改める。

(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第十一条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「増穂町 鯉沢町」を「富士川町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年三月八日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際第九条の規定による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例第二条の表一の三の項、十三の項、十三の二の項、十五の四の項及び二十二の四の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては富士川町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては富士川町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法律の適用については、富士川町長のした処分その他の行為又は富士川町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際第十条の規定による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例第一条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)及び同条例の施行のための教育委員会規則(以下この項において「条例等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては富士川町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、富士川町教育委員会のした処分その他の行為又は富士川町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県条例第五十三号

山梨県知事 横内 正 明

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 社会福祉施設等の耐震改修等を促進することにより災害時における社会福祉施設等の安全の確保を図るため、山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十四号

地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。次条において「法」という。）第五十九条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第二条 法第五十九条第一項に規定する条例で定める県の内部組織は、次に掲げるものとする。

- 一 山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成二十一年山梨県条例第六十二号）による廃止前の山梨県営病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十五号。次号において「旧条例」という。）第二条に規定する山梨県立中央病院
- 二 旧条例第二条に規定する山梨県立北病院

附則

この条例は、地方独立行政法人法第九条第三項の規定により設立の登記をすることによつて地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行する。

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十五号

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県営病院諸収入条例の廃止)

第一条 山梨県営病院諸収入条例（昭和四十年山梨県条例第十号）は、廃止する。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条」の下に、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第二条中「職員」の下に、「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第一項に規定

する特定地方独立行政法人（以下この条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。」を加え、「左に」を「次に」に改め、「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）」を加え、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改め、「人事委員会」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員に係るもの）であつては、当該特定地方独立行政法人の理事長」を加える。

(山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第三項」の下に、「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「基き」を「基づき」に改め、「職員」の下に、「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条第一項及び第四条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条第一項及び第三条第四項において同じ。）」を加える。

第二条第一項中「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。次条第一項及び第二項において同じ。）」を加え、「あらかじめ」を「あらかじめ」に改める。

第四条中「人事委員会規則」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

(山梨県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四項」の下に、「（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二条において同じ。）」を、「職員」の下に、「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（第六条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。第五条第三項において同じ。）」を加える。

第六条中「人事委員会規則」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第五条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第六条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「使用料」の下に「(以下「料金」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 保険診療に係る料金は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(第四項においてこれらを「診療報酬の算定方法」という。)又は健康保険法第八十五条第二項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による診療に係る料金は、山梨労働局長との契約により決定した額とする。

3 前項に定める保険診療に係る料金以外の料金で診療に係るものについては、知事が定めるところによる。

4 前二項に定めるものを除くほか、診療に係る料金以外の料金及び手数料の額は、次の表のとおりとする。

| 種目 | 単位 | 金額 |
|--------------|----|---|
| 一 普通健康診断料 | 一回 | 診療報酬の算定方法により算定した額を知事の定める率に二を加えた率で除して得た額に一・〇五を乗じて得た額(その額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) |
| 二 死体検案料 | 一件 | 三、六七〇円 |
| 三 文書料(普通診断書) | 一通 | 一、二六〇円 |

四 文書料(死亡診断書)

一通

一、八九〇円

五 文書料(恩給、年金、保険等の請求又は受給に要する診断書)

一通

三、五七〇円

六 文書料(診療報酬明細証明書以外の証明書)

一通

一、二六〇円

七 文書料(診療報酬明細証明書)

一通

四、九三〇円

八 文書料(死体検案書)

一通

一、八九〇円

九 前各項に掲げるもの以外のもの

実費を基準として知事の定める額

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(料金の減免)

第五条 知事は、公益上その他必要があると認めるときは、料金又は手数料を減額し、又は免除することができる。

2 知事は、前条第五項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して必要があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第七条 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「から第三項まで及び」を「及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条の二第三項並びに」に改め、「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員を含む。次条、第三条及び第五条において同じ。)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第五十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二条第二項

において同じ。）」を、「職員」の下に、「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条第一項及び第三条第三項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条第一項及び第三条第一項において同じ。）」を加える。

第二条第一項中「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第九条第一項において同じ。）」を加え、「又は次に」を、「又は次に」に改め、「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。」を削り、同項第五号中「人事委員会規則」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。次項において同じ。）」を加え、同条第二項第三号中「第二十二條第一項」の下に、「（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「第三十五條」の下に、「（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第三条第三項中「派遣職員」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員を除く。次条から第八条までにおいて同じ。）」を加える。

第九条 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とつて」の下に、「第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項（育児休業法第十二条及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第二項（育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条並びに第十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」並びに第七条、第八条及び第十五条（育児休業法第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）」並びに第十九条第一項及び第二項」を、「職員」の下に、「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（第三条第四号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条から第六条まで、第十条から第十六条まで及び第十八条から第二十条までにおいて同じ。）」を加える。

第三条第四号中「人事委員会規則」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。第二十三條において同じ。）」を、「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第六条、第十一条第五号及び第十六条において同じ。）」を加える。

（山梨県職員の再任用に関する条例の一部改正）

第十条 山梨県職員の再任用に関する条例（平成十二年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八條の四第一項」の下に、「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）」を、「場合」の下に、「並びに地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合」を、「職員」の下に、「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（第三条第二項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。第三条において同じ。）」を、「第二十八條の五第一項」の下に、「（これらの規定を地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二条中「第二十八條の二第一項」及び「第二十八條の三」の下に、「（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第三条第二項中「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）」を加える。

（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第十一条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七條第一項及び第二項」の下に、「（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五条において同じ。）」を、「職員」の下に、「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。次項から第四条まで及び第六条において同じ。）」を加える。

第四条第三項中「掲げる承認」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該承認に相当する承認その他の処分）」を加える。

第七条第一項中「とつて」の下に、「及び特定地方独立行政法人の職員」を加える。

第十条中「人事委員会規則」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

（山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

第十二条 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六項」の下に、「（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下

同じ。）」を、「職員」の下に、「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含む。以下同じ。)」を加える。

第二条中「任命権者」の下に、「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。第七条第一項及び第九条において同じ。)」を加える。

附則

この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行する。

山梨県グリーンニューデール基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十六号

山梨県グリーンニューデール基金条例

(設置)

第一条 太陽光による発電設備の導入等により地球温暖化等の環境に関する喫緊の課題の解決に資するため、山梨県グリーンニューデール基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十七号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを、「(山梨県メディカルコントロール協議会等の設置及び担任意務)」に改め、同条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十五条の八第一項の協議会 山梨県メディカルコントロール協議会
- 別表第二第一号の表山梨県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-------------------|---|--------|---|----|
| 山梨県メディカルコントロール協議会 | 消防法第三十五条の八第一項の規定による同法第三十五条の五第一項の実施基準に関する協議並びに同項の実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関する事務 | 二十五人以上 | 一 消防機関の職員 二 医療機関の管理者又はその指定する医師 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者 四 県の職員 五 学識経験者その他の県が必要と認める者 | 二年 |
|-------------------|---|--------|---|----|

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十月三十日から施行する。
(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県国民保護協議会の委員、専門委員及び幹事

を

山梨県国民保護幹事

山梨県メディア員及び専門委員

護協議会の委員、専門委員及

カルコントール協議会の委員

に改める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十八号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の百七十五の項の次に次のように加える。

| | | |
|--|----------------|-------|
| 百七十五の二 土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号。以下この項において「改正法」という。)(附則第 | 汚染土壌処理業許可申請手数料 | 二十四万円 |
|--|----------------|-------|

二条第一項の規定による改正法の施行前においても申請を行うことができる」とされる改正法による改正後の土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十一条第二項の規定の例による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査

第二条 山梨県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二の百七十五の二の項中「土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号。以下この項において「改正法」という。)(附則第二条第一項の規定による改正法の施行前においても申請を行うことができる」とされる改正法による改正後の「を削り、「の例による」を「に基づく」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十一年十月二十三日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十九号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五の一の項中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千三百円」に、「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同表八の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十の項とし、同表七の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表九の項とし、同表六の項中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千四百円」に改め、同項を同表八の項とし、同表五の項を同表七の項とし、同表四の項を同表六の項とし、同表三の項中「二万千円」を「二万二千円」に改め、同項を同表四の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|--|--------------|---------|
| 五 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 | 猟銃操作等技能講習手数料 | 一万二千三百円 |
|--|--------------|---------|

別表第五中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

| | | |
|--|--------------------|-------|
| 二 銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第一項（同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能検査 | 銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料 | 六百五十円 |
|--|--------------------|-------|

別表第五に次のように加える。

| | | |
|---|-----------------|--|
| 十一 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査 | 年少射撃資格認定申請手数料 | 九千六百円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千九百円） |
| 十二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証書換え手数料 | 年少射撃資格認定証書換え手数料 | 千八百円 |

| | | |
|---|-----------------|-------|
| 定証の書換え | | |
| 十三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付 | 年少射撃資格認定証再交付手数料 | 千九百円 |
| 十四 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催 | 年少射撃資格認定講習会手数料 | 九千七百円 |

附則

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十号

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

（山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

第一条 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

（山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部改正）

第二条 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十一号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(処分等)」に改め、同条中「ため」の下に「次に掲げる事業」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 保育サービス等の充実のための事業
- 二 地域における子育て支援のための事業
- 三 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業（母子家庭の母に対する看護師の資格その他の資格の取得を目的とした修学を支援するための事業（次号において「高等技能訓練促進費等事業」という。）に限る。）
- 四 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業（高等技能訓練促進費等事業を除く。）
- 五 児童養護施設に入所している児童等の生活環境の改善その他福祉の増進を図るための事業

第六条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

- 2 前項各号の事業に係る経理については、それぞれ他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、附則に次の二項を加える。

(平成二十二年度末における精算等)

- 3 第六条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業に係る経理については、平成二十三年三月三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(平成二十三年度末における精算等)

- 4 第六条第一項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号の事業に係る経理については、平成二十四年三月三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十二号

山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

山梨県営病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十五号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の事業年度に係るこの条例による廃止前の山梨県営病院事業の設置等に関する条例第五条第一項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。